平成２３年（フ）第１３０７３号
東京都立川市若葉町１丁目10―25―405
債務者　蓑部　隆康
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０７６号
東京都台東区三ノ輪２丁目７－６
債務者　曽根川由美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０７７号
東京都中央区築地７丁目７－８―305
債務者　古屋　大和
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０８０号
東京都葛飾区高砂７丁目12―５　スカイピア高砂２Ｃ102
債務者　岡田美佐枝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０８１号
埼玉県狭山市大字南入曽617―14―202
債務者　雪田　美紀（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０８２号
神奈川県横浜市中区新山下１丁目15―13―901
債務者　新川　準一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０８５号
東京都足立区西保木間３丁目15―14―401
債務者　武花　政雄
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１６号
埼玉県春日部市増富562―１―102
債務者　藤掛　幸太
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１７号
東京都世田谷区代沢２丁目28―７―205
債務者　今橋　雅博
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１９号
東京都練馬区桜台３丁目21―８―202
債務者　坂井知恵子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１２０号
千葉県南房総市富浦町深名1264―２―５
債務者　山口あけみ
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１２１号
千葉県館山市北条961―11
債務者　嶌田　弥生
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１２３号
東京都文京区西片１丁目13―６―604
債務者　臼井　知佳
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１２４号
東京都足立区柳原１丁目22―10―２―２
債務者　小林美代子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１２５号
東京都大田区南六郷１丁目29―１―603
債務者　村上　良三
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部